



# 埼玉県報

第259号  
令和3年(2021年)  
11月9日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 給与管理システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 埼玉県感染防止対策協力金(第14期)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(産業労働政策課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 川島町土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 江袋溜井土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 一級河川中川の河川区域の指定(河川環境課)
- 県道さいたま幸手線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
給与管理システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号
- 5 契約金額  
48,378,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県感染防止対策協力金（第14期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年8月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額  
284,718,236円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市永田字中居前千二百三十一外（寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区一〇五画地内）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 花園小学校、花園中学校の学区になっているので、工事計画、開店後の運営計画について各学校に連絡を入れること。

(2) 車両の出入口には人的配置を行い、安全確保に十分努めること。

### 二 縦覧期間

令和三年十一月九日から令和三年十二月九日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララガーデン川口

埼玉県川口市宮町十八―九

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 千二百五十台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 千二百五十台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場No.1 午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場No.2 午前八時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）駐車場No.1 午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場No.2 午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場No.3 午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

令和四年六月二十九日

### ニ 届出年月日

令和三年十月二十八日

### 二 縦覧期間

令和三年十一月九日から令和四年三月九日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月九日から令和四年三月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川島町土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	飯島 和夫	埼玉県比企郡川島町大字上伊草千三百七十八番地
一		
理事	関口 孝美	同 同 同 中山二千四百四十八番地
理事	安田 照男	同 同 同 南園部三百二番地
理事	齋藤 和好	同 同 同 北園部四百二十三番地
理事	加島 浩和	同 同 同 伊草百四十七番地
理事	小谷野 克也	同 同 同 飯島十番地
理事	田中 邦弘	同 同 同 宮前三百三十六番地一
理事	岡野 達二	同 同 同 釘無三十六番地
理事	高橋 英生	同 同 同 表百四十番地
理事	長沢 正道	同 同 同 出丸下郷二百四番地
理事	宇津木 宏士	同 同 同 上大屋敷九十二番地
理事	友光 實三	同 同 同 上八ツ林二百九十一番地
一		
理事	小高 秀明	同 同 同 畑中二百七十一番地
理事	藤間 紀弘	同 同 同 三保谷宿三百十九番地
理事	町田 静吾	同 同 同 上小見野五百三十六番地
理事	箕輪 弘	同 同 同 下小見野五百七十一番地
理事	利根川 良男	同 同 同 鳥羽井二百九十六番地
理事	吉野 正美	同 同 同 東松山市大字古凍六百四十八番地一
理事	大澤 晃	同 同 同 比企郡川島町大字畑中二百三番地三
監事	利根川 明彦	同 同 同 戸守八百三番地一
監事	伊藤 道男	同 同 同 上伊草千三百二十八番地
監事	小久保 正	同 同 同 平沼千二百六十三番地一
監事	卯月 重雄	同 同 同 曲師五十一番地

監事	監事	監事	監事	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	職名	退任	監事	監事		
神田清	小川保	持田肇	石黒和廣	藤崎民夫	関口孝美	松本重男	利根川良男	細貝敬	染谷勇一	小林一夫	矢部春男		清水勇	吉田政男	宇津木宏士	猪鼻文明	高橋善隆	矢部勇	神田利基	細野助男	利根川明彦	安田照男	勝田利一	飯島和夫	氏名	鈴木敏	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一	同	同	同	
同	同	同	同	同	比企郡川島町大字中山二千四百四十八番地	東松山市大字古凍千四百十八番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同上小見野四百二番地一	同下八ツ林二百六十五番地	同出丸中郷千九百番地三	同新堀三百九番地	同上伊草千三百一番地			同鳥羽井二百九十六番地	同鳥羽井新田千五十番地	同加胡百六番地三十五	同東大塚二百九十九番地	同三保谷宿二百七十一番地		同上八ツ林二百六十六番地	同出丸中郷千三百番地	同上大屋敷九十二番地	同下貉四百六十四番地	同白井沼七百八十九番地	同平沼五百五十五番地	同飯島三百六十番地	同下伊草百六十四番地	同戸守八百三番地一	同南園部三百二番地	同中山千七百七十五番地		同埼玉県比企郡川島町大字上伊草千三百七十八番地	同	同埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸百二十二番地

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、江袋溜井土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任			二 退任		
職名	氏名	住所	職名	氏名	住所
理事	塚田 修	埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二	理事	塚田 修	埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二
同	高橋 堅造	同 上根四百八十二番地	同	高橋 堅造	同 上根四百八十二番地
同	川田 久夫	同 上江袋五百二十三番地一	同	川田 久夫	同 上江袋五百二十三番地一
同	森田 博	同 石原二丁目一番地十五	同	森田 博	同 石原二丁目一番地十五
同	石原 秀雄	同 田島三百十番地	同	石原 秀雄	同 田島三百十番地
同	林 和弥	同 上須戸八百七十一番地一	同	林 和弥	同 上須戸八百七十一番地一
同	松本 仁一	同 西城六百六十一番地三	同	松本 仁一	同 西城六百六十一番地三
監事	小野澤 初男	同 上江袋七百三十七番地	監事	小野澤 初男	同 上江袋七百三十七番地
同	小林 晃	同 西野九番地八	同	小林 晃	同 西野九番地八
同	柿沼 茂秀	同 奈良新田二百五十四番地	同	柿沼 茂秀	同 奈良新田二百五十四番地

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県さいたま市岩槻区加倉一丁目一四一八番二

二 保安林として指定された目的

風致の保存、火災の防備

三 解除の理由

公益上の理由

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十九号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量）

### 三 作業地域

久喜市、白岡市

### 四 作業期間

令和三年十一月八日から令和四年三月十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、境界測量）

### 三 作業地域

白岡市

### 四 作業期間

令和三年十一月八日から令和四年三月十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十一号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

中川

二 指定に係る河川区域の存する区間

中手子林調節池

右岸 羽生市中手子林字天神塚六八四番地から同市中手子林字天神塚八〇一番

地まで

三 指定に係る河川区域

関係図書の赤色で縁取りした箇所の内側に該当する土地の区域のうち、河川法  
第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
沼端三一一番九地先まで 三番一地先から同郡同町大字国納字 南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七	丸屋二七七番一地先まで 三番一地先から同郡同町大字国納字 南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七	区 間
八・二三〇 二〇・〇七	一一・〇〇〇 一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一五四・四六	一〇〇・七〇	延長 (メートル)
平成二十八年七月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号の道路予定区域の一部変更である。		備 考

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年十一月九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

#### 一 日時

令和三年十一月十五日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会令和三年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他